

鳥取市全市一斉清掃FAQ(鳥取地域版)

全市一斉清掃は、美しく住みよいまちづくりのため鳥取市市民運動推進協議会が実施している事業で、町内会をはじめとする皆さんにご協力いただき、鳥取地域では毎年春・秋の2回、支所地域では各地域で決められた日にこの一斉清掃を行っています。

◆みなさまから寄せられる質問のうち、よくある質問と回答をご案内いたします。

■ ごみの分別について

Q：ごみはどのように分別したらよいですか？

A：ごみの種類によって下記のとおり分別し、事務局が心配りしている一斉清掃用ポリ袋、土のう袋に入れてください。

ポリ袋

- ① 燃えるもの（草、紙くずなど）
 - ② 燃えないもの（小型破碎、プラスチック、ビン、缶など）
- ※一斉清掃用ポリ袋に可燃物用・不燃物用の区別はありません。
ごみは種類ごとに分別し、ポリ袋に入れてください。

土のう袋

- ③ 汚泥（側溝の泥など）
- ※土のう袋に入れる量は半分程度にしてください。
重すぎると回収が困難になります。

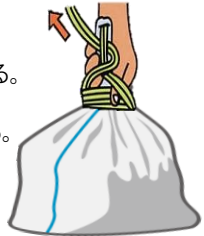


- ・ポリ袋・土のう袋は中身が飛び出さないよう袋の口はしっかり結んでね！
- ・袋に入っていないごみは回収できないよ！



【土のう袋の結び方】

- ① 袋の端の紐を引き、袋の口を絞る。
 - ② 引いて長くなった紐で袋の口の周りを3～4回まわして軽く締める。
 - ③ まわした紐の内側に紐の先を下から上に通して締めると完成。
- ※上から下でも大丈夫！



Q：袋に入らないごみはどうしたらよいですか？

A：ごみの種類によって下記のとおり対応をお願いします。

- ① 木の枝は直径3cm未満かつ長さ50cm未満のものに限り、紐で束ねて出すことができます。
- ② その他、袋に入らないごみは大型ごみとなるため回収できません。

しっかり縛ってまとめてね！



Q：回収できないごみはありますか？

A：家庭ごみなど、一斉清掃で集めたごみ以外は回収できません。

また、袋に収まっていないごみや分別が不十分なごみも回収できません。

※回収されず残ったごみは各町内会で処分していただくこととなります。

なお、清掃中に不法投棄物を発見された場合は、その場所から動かさず、生活環境課（0857-30-8084※平日のみ）か最寄りの警察署に通報してください。

Q：古い一斉清掃ポリ袋があるのですが、使ってもよいですか？

A：令和8年度より一斉清掃用ポリ袋の仕様が変わります。

（新仕様→透明黄色着色、印刷なしの無地、マチ付き）

旧一斉清掃用ポリ袋が残っている場合は古いものから順にご使用ください。

ただし、経年劣化等で袋の状態が悪くなっている場合は使用しないでください。



■ 一斉清掃ごみ集積場所について

Q：一斉清掃で出たごみはどこに捨てたらよいですか？

A：各町内会で決められた一斉清掃ごみ集積場所に集積してください。

それ以外の場所に集積いただいても回収はできません。

集積場所は、普段のごみステーションとは異なる場合があります。

集積場所がご不明な場合は、町内会長様にご確認いただくか、協働推進課までご連絡ください。



Q：集積場所を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A：協働推進課までご連絡をお願いします。

集積場所をごみステーションとする場合は、家庭ごみと区別ができるようご対応をお願いします。

■ ごみの回収について

Q：全市一斉清掃で出たごみはいつ回収されますか？

A：一斉清掃後のごみ回収は家庭ごみとは別に業者に委託しており、原則、清掃後2週間の間に順次収集することとしています。具体的な回収日時はお伝えできませんのでご了承ください。

なお、2週間経過しても回収されない場合は、協働推進課までご連絡ください。

Q：ごみを出し忘れて、集積場所のごみが既に回収されています。再度回収はできませんか？

A：ごみの回収は、春と秋の各一斉清掃で1町内会につき1回ずつとしております。

ごみは必ず清掃日のうちに指定の集積箇所に出していただき、出し忘れ等がないようご注意ください。回収後に出されたごみは各町内会で処分をお願いします。

■ 清掃日の変更について

Q：清掃日を変更して実施する場合は、どうしたらよいですか？

A：都合により変更される場合は、実施予定日の10日前までに協働推進課までご連絡ください。

天候不良等により急遽変更される場合は、延期日が決まり次第ご連絡ください。

なお、清掃日を変更される場合のごみの回収は、各月の3週目～4週目の期間に行います。

※台風等で実施が極めて困難と判断した場合は、事前にホームページ等でご案内します。

(鳥取市自治連合会HP <https://www.tottorishi-jichiren.com/>)



【お問い合わせ先】

鳥取市市民運動推進協議会事務局（鳥取市自治連合会内）
鳥取市富安2丁目104-1（鳥取市高齢者福祉センター内）

☎ 0857-20-0100

※ごみの回収、清掃日・集積場所の変更について

鳥取市市民生活部協働推進課

鳥取市幸町71番地

☎ 0857-30-8176